

国民負担率問題を考える

— 国民負担率論議への問題提起 —

[国民負担率研究会1996年度研究報告]



監 修 慶応義塾大学教授 田中滋
事務局 株式会社 安田総合研究所

平成9年9月

財団法人安田火災記念財団

「国民負担率」に関する研究会

(敬称略)

座長	慶応義塾大学大学院管理研究科教授	田中滋
	一橋大学経済研究所教授	高山憲之
	千葉大学法経学部助教授	広井良典
	(財)医療経済研究機構研究部長	
	主任研究員	田中信朗
	INAひまわり生命保険(株)	
	契約部兼顧客サービス部課長代理	魚谷宜弘
	(財)安田火災記念財団専務理事	堀内生太郎
	(株)安田総合研究所常務取締役	田林巖樹
	(株)安田総合研究所主任研究員	卯辰昇
(事務局)	(株)安田総合研究所研究員	桜井秀樹
	(株)安田総合研究所研究員	鈴木一行
	(株)安田総合研究所研究員	田中大介
	(株)安田総合研究所職員	倉成香苗
	(株)安田総合研究所職員	石塚和世

(役職名は1997年3月末現在)

目次

1. はじめに	3
2. 国民負担率に関する技術的問題	4
(1) 国民負担率の分母：国民所得ではなくGDP	4
(2) 国民負担率と勤労者世帯の収入にみる負担の比較	7
(3) 異質な数値を合計した分子	12
(4) 国民負担率と社会保障給付の関係	12
(5) 財政赤字の考慮	17
(6) 国民負担率は1断面を見た指標	18
(7) 二重計算問題	21
(8) 第2章のむすびに代えて：今後の課題	22
3. 国民負担率と経済論	22
(1) 世代間の公平	22
(2) 国際競争力への影響	25
(3) 「高負担＝民間経済の資金不足による活力低下」説	28
(4) 国民負担率と経済成長率をめぐる計量経済分析について	29
(5) 国民負担率と経済成長率に関する理論的検討	30
(6) 負担率の高低と政府の大小・効率・規制	33
4. 国民負担率の帰趨に関する検討	34
(1) 国民負担率が上がりすぎた（上昇を放置した）場合	34
(2) 国民負担率を抑制した場合に起こりうる事態	35
5. まとめ	37

1. はじめに

年金財政の悪化予想と医療財政の逼迫、そして政府一般財政の赤字が問題となっている。こうした状態から脱却するため、行財政改革と規制緩和、さらに社会保障見直しをめぐる論議も活発である。それとともに、国民負担率という言葉も注目を集めている。わが国政府の用語法では、「国民負担率」とは「租税負担と社会保険料負担を合わせた総負担額が国民所得に占める割合」を指し、1996年度の当初見込みは37.2%であった。

ただし「国民負担率」とは、学術上も国際的にも確定した概念ではなく、その高低が示す意味も一通りではない。問題は、そうしたあいまいさが理解されないまま、

- ① 「個人の稼ぎから強制的に徴収される割合」を指すかのような解釈がなされるケース、
- ② 常に「負担率が低い方が経済に活力があり、反対に値が高ければ必ず人々の生活が苦しくなる」かのごとく論じられるケース、
- ③ 本来は別な軸である政府規制の強弱を国民負担率の大小と重ねて論じられるケース、

などが一般的に考えられているが、国際的な観点からみて、本来の意味を明確にする必要がある。

たしかに、政府活動の効率性や有効性は厳しく監視されなくてはならない。また政府による規制の必然性も、時代の価値観や技術進歩に応じて不断の見直しが必要である。しかし、公共財と価値財¹の供給、市場基盤と分配の公正の確保は、健全な社会を保つために政府に期待される根本的な役割に他ならない。したがって、高齢化や少子化、あるいは環境問題や国際貢献などに対して政府に責務を問うのなら、税金や社会保険

¹ 便益の性質は私的なものであるが、自由市場で決まる消費水準では、社会の価値規準から見た必要量に達しないと思われるため、他者、特に政府の強制・説得、あるいは費用補助、もしくは公的セクタ自体による生産を通じ、当該社会の消費水準を高めるべき財

料を通ずるしかるべき負担が不可欠となる。つまり判断対象は負担率の大小そのものではなく、政府に期待した公共サービスと負担の相対的關係であると考え。

本研究会では、以上のような問題意識に基づき、1996年9月から1997年3月にかけて、「指標としての国民負担率」および「国民負担率にかかわるさまざまな議論」について検討を行った²。本報告書には必ずしも結論に到達していない部分も残るが、ここまでの検討結果を報告し、問題を提起することで今後の研究の励みとする方法を選んだ。

2. 国民負担率に関する技術的問題

わが国政府の用語法によれば、先述のように、「国民負担率」は「租税負担と社会保険料負担を合わせた総負担額が国民所得に占める割合」を意味している。本章においては、指標としての国民負担率、およびその解釈に関する検討を行う。

(1) 国民負担率の分母：国民所得ではなくGDP

現行の国民負担率の分母には国民所得³が使われている。これまでわが国の税制が所得税中心であったので、分母として国民所得を用いても差し支えなかったためであろう。図表1に示すように、国民所得（要素費

² この間にも、同様の問題意識から国民負担率を取り上げた報告書が発表されている。本報告はこれらの報告書と共通の主張点も有している。経済審議会 財政・社会保障問題ワーキング・グループ（座長 宮島洋・東京大学教授）『国民負担率の意味とその将来展望』（1996年10月）、税制調査会『これからの税制を考える－経済社会の構造変化に臨んで』（1997年1月）、丸尾直美『社会保障と国民負担率』（週刊社会保障、1996年12月9日号）

³ 厳密には「要素費用表示の国民所得」であるが、これすら明示されていない場合がほとんどといってよい。

用表示)は、GNPから純間接税(間接税-補助金)および固定資本減耗を引けば求められる⁴。

図表1 GDPと国民所得

(単位:兆円)

要素費用表示の国民所得 (NI)	純間接 税 35	固定資本 減耗 76	
373			
国内総生産 (GDP)			海外からの要 素所得 4
479			

(備考) 1996年度、統計上の不突合は省略。

(出所) 経済企画庁「国民経済計算年報」

しかし、消費税率の3%から5%への引き上げのように、間接税の比重が変化した際の時系列比較や、すでに間接税中心の欧州諸国と国際比較する上では、分母に国民所得(要素費用表示)を使用すると問題が生じてくる。

一例を挙げれば、同時に同額の所得税減税と消費税増税が行われ、たとえGDPが変わらなかった場合でも、消費税増税の分だけ国民所得が小さくなり、国民負担率が上昇してしまう。これは分母にGDPを用いれば起きない問題である。このように実質的に負担は同じであっても、国民所得の値が変わるので国民負担率の値は異なってくる。

⁴・要素費用表示の国民所得の意味:付加価値の生産に参加した各生産要素の純貢献の合計。

・市場価格表示の国民所得の意味:純生産物を市場価格の合計で表した国民所得。

国や地方自治体が生産物に間接税をかけたたり補助金を出したりしているため、市場価格には「間接税マイナス補助金」が含まれ、「要素費用表示の国民所得」よりも値が大きくなる。

海外諸国との比較を行う場合も、国民所得を分母にとっているため、間接税率の高い国は実質的に同じ負担でありながら国民負担率が高く見える。米国は直接税が中心であるが欧州では一般に間接税の比率が高く、その結果日本や米国の国民負担率は低め、英独仏は反対に高めに表されてしまう。なおOECDはこの種の統計についてGDPを分母に用いている⁵。

図表2 租税収入の構成比の国際比較（地方税込み）

	所得課税	消費課税	資産課税・その他
日本	63.1	20.9	16.0
米国	59.3	24.5	16.3
イギリス	43.9	41.9	14.1
ドイツ	51.9	43.7	4.4
フランス	31.7	47.9	20.4

（備考）日本・米国は1992年度、その他の国は1992暦年

（出所）大蔵省「図説 日本の税制」

この点は以前より宮島『高齢化社会の社会経済学』⁶、経済審議会の財政・社会保障問題ワーキング・グループ『国民負担率の意味とその将来展望』⁷等においても指摘されている。正確な国際比較のためのみならず、今後日本においても間接税が次第に大きな比重を持つと見込まれるので、分母にはGDPを使用するよう変更すべきであろう。

⁵ OECD “Revenue Statistics”

⁶ 「ただし、GDP比率を共通に用いることで問題が解決するわけではない。そもそも、租税や社会保障拠出の賦課ベースと国民経済計算とは異なる概念構成であるから、国民負担の相対規模を測る便宜的な方法であることには変わりがない。GDP比率を用いる理由は、税制・財政制度の相違に「比較的」影響されない国際比較の方法という点にある。」宮島洋「高齢化社会の社会経済学」（岩波書店、1992）

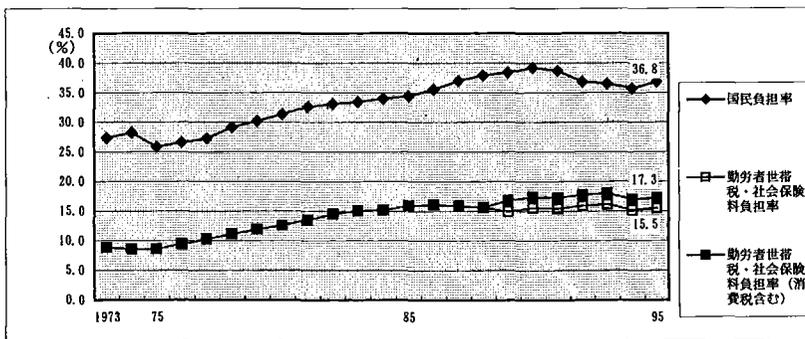
⁷ 注1参照

(2) 国民負担率と勤労者世帯の収入にみる負担の比較

国民負担率という言葉の響きからか、「国民負担率は将来 5 割を超えると予測される。だから、骨身を削って働いて得る収入の半分が税金や社会保障負担などの公的負担で消えていく」との記述や、「月収の半分をとられたら働く気がしない」などの表現をしばしば目にする。あるいは「国民負担率が 70%を超えるスウェーデンでは、収入の 7 割も政府にとられているため経済の活力がない」と紹介されたりしている。次に、このような解釈が間違っている理由を説明する。

図表 3 は、わが国における国民負担率（分母：国民所得）と、勤労者の世帯収入あたりの税・社会保障負担率の推移を比較したグラフである。同図から、マクロの国民負担率と勤労者が実際の収入から納める税・社会保険料負担率の間の大きな違いを確認できる。すなわち、国民負担率が 36~37%程度でも、平均的な勤労者の税・社会保険料は実収入の 10 数パーセントにすぎない。

図表 3 国民負担率と勤労者世帯税・社会保険料負担率



(出所) 総務庁統計局「家計調査年報」、厚生省編「厚生白書」、経済企画庁「国民経済計算年報」

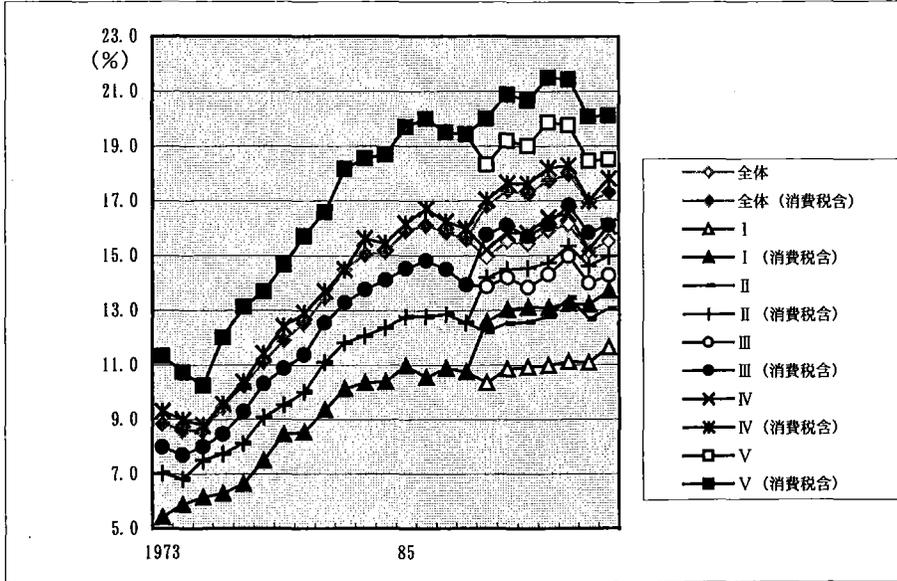
(備考) 1. 税・社会保険料負担は、(税金+社会保険料) / 実収入。

2. 実収入は、勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入（預貯金利子、配当金など）、特別収入（受贈金など）を含む。
3. 国民負担率は年度、他は暦年。

図表 4 は、図表 3 の勤労者世帯の税・社会保険料負担率について、今度は所得階層別に見たグラフである。所得 5 分位別では、もっとも豊かな上位 20%（第 V 分位）は実収入から税および社会保険料を 20% 程度負担しているのに対し、低収入の階層ほど負担率が低くなっている。

一方、所得税減税の効果は上の階層ほど大きく出ており、1994 年の 2 割減税の結果、第 V 分位では大きく負担が低下した。これに比べ第 I 分位は減税の恩恵を受けず、負担率は横這いであった。反対に 1989 年の消費税導入の際は、第 I 分位で大きく負担率が上昇したのに対し、第 V 分位は消費税分で負担率が多少上がったものの、所得減税の恩恵の方が大きかった。つまり、水準ベースでは豊かな層は多く負担しているが、変化の方向については、上の階層が有利で、下の階層が不利となる結果を読み取れる。なお水準と変化のどちらが重要かは、理論からは何とも指摘できない政策判断である。

図表4 所得階層別税・社会保険料負担率（勤労者世帯）



(出所) 総務庁「家計調査年報」

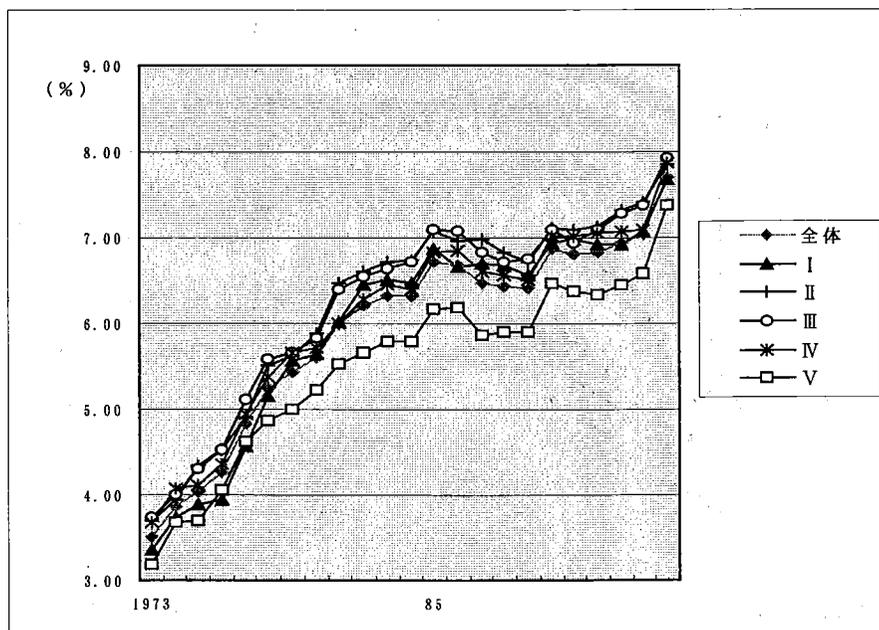
(備考) 1. 税・社会保険料負担は、(税金+社会保険料) / 実収入。

2. 実収入は、勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入(預貯金利子、配当金など)、特別収入(受贈金など)を含む。

3. すべて暦年。

図表5は、社会保険料だけを取り出して20年間の推移を示している。第I分位から第IV分位まではほぼ同率の社会保険料負担となっているのに対し、第V分位のみ負担率が他より低い。この層の勤め先収入以外からの収入の高さと、社会保険料の標準報酬上限制のために生ずる逆進性である。

図表5 所得階層別社会保険料負担率（勤労者世帯）



（出所）総務庁統計局「家計調査年報」

（備考）1. 社会保険料負担は、社会保険料／実収入。

2. 実収入は、勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入（預貯金利子、配当金など）特別収入（受贈金など）を含む。

3. 数値はすべて暦年。

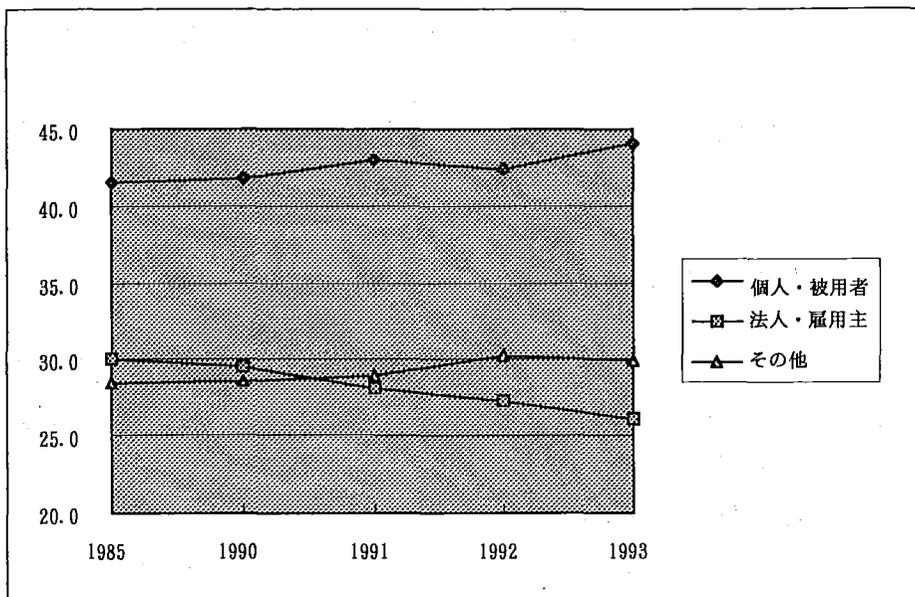
以上から分かるように、たとえ国民負担率が50%であっても、多くの家計で月収の半分が税金と社会保険料でとられるような事態はありえない。

また現行の議論を観察すると、税・社会保険料の負担者はあたかも勤労世代と企業のみであるかのような論調が多い。そして、「今後これらのセクターの負担がますます重くなると勤労者の労働意欲を失わせ、また企業の海外逃避を招く」といった結論につなげるケースが珍しくない。

しかし、実際に税・社会保険料の負担を調べると、法人・雇用主と被

用者以外に、両者のいずれにも属さない第三のグループによる負担が存在する様子が見てとれる（図表6の「その他」）。

図表6 属性別負担の推移



（出所）財政金融統計月報、社会保障統計年報から安田総研試算

（備考）「個人・被用者」は、所得税、相続税、道府県民税・市町村民税の個人分、及び社会保険料の雇用主負担分以外の部分の合計。

「法人・雇用主」は、法人税、法人事業税、道府県民税・市町村民税の法人分、社会保険料の雇用主負担分。

「その他」は、上記を除く税・社会保険料負担。

社会保険料は確かに8割以上を勤労者と企業が負担している⁸。しかし、税についてはそれ以外の負担者も存在する。代表的には、消費税は雇用主・被用者以外の購入者も必ず負担しなければならない。一般に間接税や資産課税は、法人・雇用主、個人・被用者、無職・引退者の区別によ

⁸ 国保の保険料は引退者も支払っている。

らず、いずれもが消費や資産の多寡に応じて負担している⁹

つまり税制の変更により、税負担の配分は変わりうる。例えば資産課税が強化されれば高齢世代の負担が増えると考えられる。年金給付に比例した医療・介護保険料徴収も同様の効果を生む。誰が税・社会保険料を負担するかは一義的には定まらず、政策的な決定に左右されるのである。

むしろ大切な問いは、マクロ経済上の負担率の値よりも、働く世代の手に経済成長の成果を何%残せるかであろう。

(3) 異質な数値を合計した分子

次に国民負担率の分子についての問題を指摘する。ここでの問題の原因は、租税負担と社会保険料負担という、それぞれ性質の異なった数値を合計する分子算出方法である。

社会保険料は社会保障の財源に繰り入れられる¹⁰が、税は社会保障も含め、政府のあらゆる活動の財源になる。したがってその支出には、公共事業、教育、公債費など様々な費目が含まれる。こうした各種異なった性質の活動に対するその時々必要性や、政府消費・政府投資・移転支出の経済的意味の違いを勘案せず、単純に財源面を足し合わせ、ひとまとめにして論じるがゆえの無理が存在している。

(4) 国民負担率と社会保障給付の関係

国民負担率にかかわる別な問題として、社会保険料負担と社会保障給付との関係を勘案していない点が挙げられる。公的セクタによって強制徴収された額がすべて政府投資や政府消費にまわるなら、まさにそのマクロ経済比は「政府の業務を支える負担率」であろう。一方、社会保障

⁹ ゆえにこれらの税収の負担割合は特定化できない。

¹⁰ 財務的には年金保険料は財投原資として使われる。

給付などの移転支出は、資金が“政府を通過”するものの、負担者から被給付者への再分配の色彩が強く、実質的な負担＝“政府が自ら使う比率”ではない性格の支出割合が高い。

この点については田中『医療政策とヘルスエコノミクス』から引用する¹¹。

「経済の政府部門は、家計および企業などの私的主体に対し、税金と社会保障負担を求める。しかし、政府がその資金を支出する使い道は、費目の性格によって3つに区別して考えなくてはならない。」

「第1は、消費である。公的セクターは自分が生み出した行政サービスなどを一計算上、経済主体になりかわって一消費する。具体的には、公務員人件費が最大の費目となる（なお、軍事装備の費用も付加価値を生まないの、やはり消費に数えられる）。昔の中国皇帝や古代エジプトのファラオのケースなら、支配者の遊興や墓づくりが政府消費の巨大な割合を占めていたであろうが、現代では一部の国を除けばそれは小さな比率にすぎない。

第2に、政府は投資活動を実施する。ここでいう投資とは金融的な意味ではなく、空港、道路、学校、公共住宅などの社会資本投資が中心である。

第3に、政府部門は徴収した資金の一部をもって他の主体に「贈与」を行っており、これは移転支出と呼ばれている。ODAと国・公債費も含まれるが、社会保障給付もまた大きな比率を占める。高齢化が進んだ国では年金が一番大きく、次に医療と介護・ケアで、残りの生活保護、雇用保険、労災保険などの比重は小さい。

いずれにせよ、政府が消費、投資、移転の3種の費目の中のどこに支出しているかを区別せずに負担率を云々するのはおかしい。」

¹¹ 田中滋『医療政策とヘルスエコノミクス』（日本評論社、1993）第7章付録より。

以下では、政府支出3区分のうち移転支出に注目して議論を進めていく。図表7は、左からGDPを分母にした税・社会保障負担率¹²、社会保障給付率、および税・社会保障負担率から社会保障給付率を差し引いた「純負担率」¹³を示している。

図表7 負担率および給付率（1992年、対GDP比）

(%)

	税・社会保障負担率 (A)	社会保障給付率 (B)	「純負担率」 (C) = (A) - (B)
日本	29.2	11.4	17.8
ドイツ	39.0	24.0	15.0
フランス	43.7	26.4	17.3
スウェーデン	51.0	37.8	13.2
イギリス	35.1	20.6	14.5
米国	26.7	14.5	12.2

(備考) 1. 税・社会保障負担率 = $\frac{\text{租税・社会保障負担額}}{\text{GDP (名目)}}$

2. 社会保障給付率 = $\frac{\text{社会保障給付費}}{\text{GDP (名目)}}$

3. 日本および米国の租税・社会保障負担額は財政年度 5. GDPは各国とも暦年

4. 日本の社会保障給付費は 財政年度 6. ドイツは統合ドイツ

(出所) 1. 租税・社会保障負担額：OECD "Revenue Statistics 1965-1995"

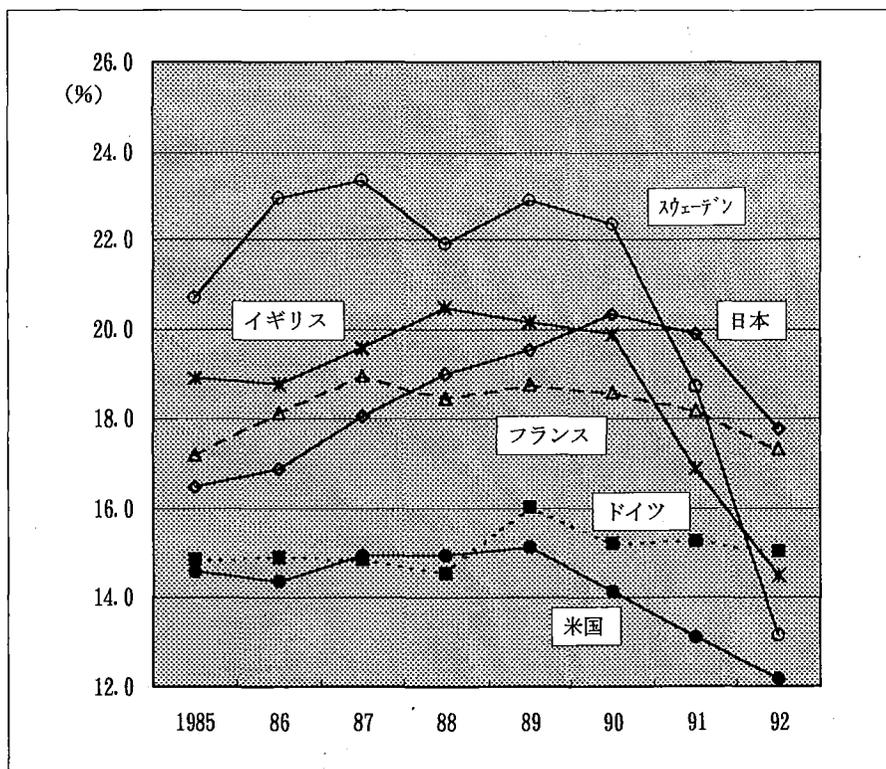
2. 社会保障給付費：ILO 統計，社会保障研究所「平成6年度社会保障給付費」をもとに当研究所推計 3. GDP：OECD "National Accounts"

¹² 本稿はこれまで「税・社会保険料負担率」という用語を使用してきたが、イギリスなど税を財源として社会保障を実施している国もあるため、国際比較をする箇所においては「税・社会保障負担率」の語を使用する。

¹³ ネーミングは田中（前掲書）および当研究会。

図表 7 の左の欄はGDPを分母とする税・社会保障負担率¹⁴である。1992年の日本はGDPの29.2%相当分を政府部門が徴収したのに対比、米国の値は26.7%にとどまっていた。一方、フランスの負担率は43.7%にも達し、さらにスウェーデンは51.0%にのぼっていた。

図表 8 「純負担率」の推移

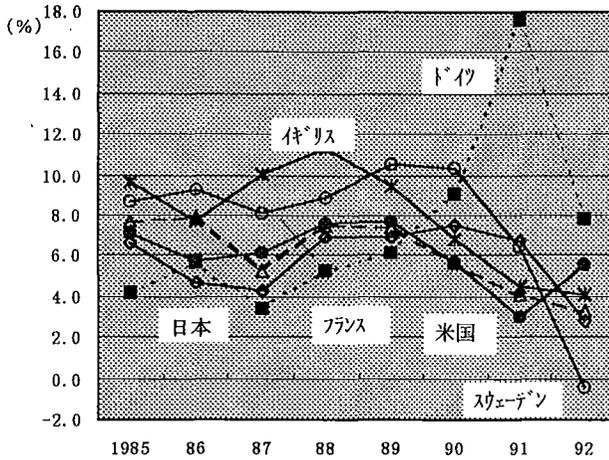


(備考) ドイツ：1985～90年 旧西ドイツ、1991年～統合ドイツ

(出所) 1985～90年の社会保障給付：ILO統計、社会保障研究所1991・92年の社会保障給付費は社会保障研究所「平成6年度社会保障給付費」をもとに安田総研推計

¹⁴ 分母に国民所得を使用した場合の最大と最少の較差30.5ポイント(1992年)に対し、GDPを分母に使用したため、表中の負担率の格差は25ポイント以内に縮小している。

(参考) 名目GDP成長率の推移



しかし、政府は徴収した資金をすべて政府消費と政府投資にあてるわけではない。図表7の2番目の欄に、先に述べた移転支出費目のうちの社会保障給付率(対GDP比)が示されている。日本の値は11.4%にすぎなかったのに対し、スウェーデンは37.3%、フランスは26.4%の給付を行っていた。他方、米国は14.5%と低い給付率であった。

税・社会保障負担率から社会保障給付率を引いた値は、大雑把な言い方をすれば、政府が「自分で使う」ために徴収した比率に近い(実際の支出割合は国債などによる資金調達分も含まれるので、この値とは異なる)。

すなわち「負担の重さ」を討議する場合は、グロスの負担率よりも、社会保障の充実度を加味した正味の負担を示す比率の比較の方が重要なことがわかる。社会保障給付はわれわれの生活を直接支える移転支出である以上、そのための支出も含めた負担と、給付分を差し引いた政府実支出用の負担とでは生活への影響の仕方が違うからである。

図表 8 は各国の「純負担率」の推移を見たグラフである。1980 年代後半のわが国は調査対象国中の中位程度であったが、1992 年にはもっとも負担の重い国となっている。同年の日本の数値は 17.8% と高く、フランスの 17.3%、ドイツの 15.1%、イギリスの 14.5%、スウェーデンの 13.2%、米国の 12.2% のすべてを上回っていた。

(5) 財政赤字の考慮

さらに、「国民負担率には財政赤字が考慮されていない」点を問題とする専門家の指摘は数多い¹⁵。政府支出が税もしくは社会保険料だけでは賄えない場合、政府は公債発行等の借り入れによりファイナンスを行うからである。国民負担率は財政赤字を表さないため、財政支出を公債で賄う国の国民負担率は小さく見える結果となる¹⁶。「しかし、公債発行が大きいほど、将来の国民負担率を高くする結果になる」¹⁷との意見も根強い。

これらの意見をふまえ、前項の「純負担率」に財政赤字を加えた値を図表 9 に示す。

図表 9 を見ると、図表 8 とは各国の位置が異なり、純負担率では負担率をもっとも高かった 1992 年の日本は、ドイツとならんで 17.8% と、フランス、スウェーデン、イギリスについて 4 番目に位置していた。

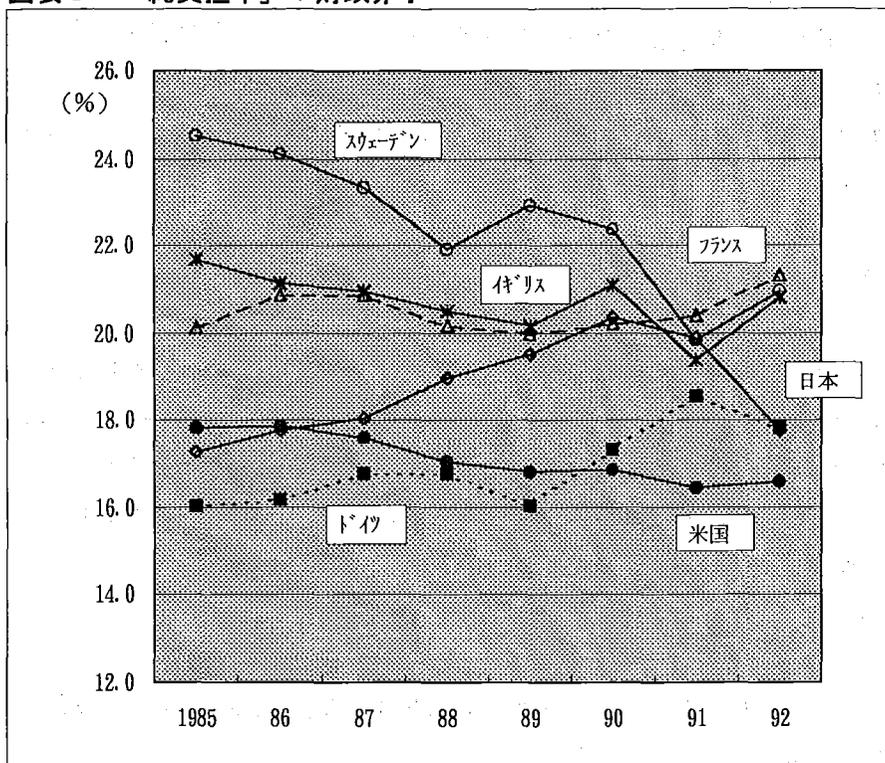
図表 8 においては、特にスウェーデンなどで急激に純負担率が低下し、あたかも“政府が効率化した”ような印象を持ちかねない。しかし本当は景気低迷による税収不足が理由であった実態がわかる。

¹⁵ 例えば既出の経済審議会 (1966)、丸尾 (1996) の他、経済審議会構造改革推進部会報告 (1996) など。

¹⁶ ただし財政構造改革会議の財政構造改革 5 原則の第 5 項によると、「国民負担率 (財政赤字を含む) が 50 パーセントを超えない財政運営を行う」と、定義の変更がなされている。

¹⁷ 丸尾直美「社会保障と国民負担率」(週刊社会保障 1996 年 12 月 9 日号)

図表9 「純負担率」+財政赤字



(備考) 1. ドイツ：1985～90年 旧西ドイツ、1991年～統合ドイツ

2. 財政赤字の年のみ純負担率に加えている

(出所) 1985～90年の社会保障給付費：ILO統計、社会保障研究所

1991・92年の社会保障給付費は社会保障研究所「平成6年度社会保障給付費」をもとに安田総研推計

財政赤字の対GDP比：OECD「ECONOMIC OUTLOOK 59(JUNE 1996)」

(6) 国民負担率は1断面を見た指標

図表8および図表9について検討した内容も含め、あらためてGDP、国民所得、租税・社会保険料負担額、政府の歳入歳出構成、国債・地方債、財政投融资の規模と構造に関し、1994年の数値を整理した“鳥瞰図”を図表10に示す。

国民負担率とは、ここに示す巨大な資金フローの中の一部に着目した指標にすぎない様子が見て取れるだろう。

図表 10 を図表の下から上へ順に見ていくと、1994 年度の GDP 478.6 兆円、要素費用表示国民所得 372.9 兆円に対し、租税・社会保険料負担額は 133.2 兆円であった（対 GDP 比は 27.8%、対国民所得比は 35.7%）。そのうち租税部分は、国と地方を合わせた政府の総歳入（移転部分を除く）140.1 兆円の 6 割を占めるが、政府は税の他にも公債その他によるファイナンス（計 53.6 兆円）を行っている。また社会保障の総収入（79.4 兆円）に関しては、社会保険料 47.4 兆円¹⁸に加え、公費負担および資産収入を通じて計 32.0 兆円の収入を得ていた。

図表の上から 2 本の帯グラフは歳出面を表している。租税・社会保険料によって徴収された負担額の大きな部分は社会保障として給付された（60.5 兆円）。移転部分を除いた純負担は 72.7 兆円で、この金額と公債収入その他により 1 番上の帯グラフに示される政府歳出が賅われた。

また社会保障収入のうち年金保険料は、郵貯・簡保資金とともに財政投融资の原資となり、その資金は医療と社会福祉も含めた分野への融資などに用いられた（50.3 兆円）。

このように、国民負担率をめぐる財政構造、財政規模および資金のフローを観察すると、租税・社会保険料、政府・社会保障基金の歳入・歳出、財投等、それぞれに大きな資金の流れと段階がある様子がわかる。こうした多段階の資金フローがありながら、いわゆる国民負担率だけ取り上げた議論はあまりにも片寄っている。SNAで言う一般政府、すなわち国・地方・社会保障基金を合わせた広義の政府部門はいろいろな側

¹⁸ 平成 6 年度の社会保険料は、国民経済計算（SNA）ベースでは 46.7 兆円、社会保障給付費（ILO）ベースでは 47.4 兆円となっている。この差異は、統計制度上の差異であるが、主に、SNA が雇用安定事業分の保険料を控除していること、恩給のように社会保障基金以外への負担を除いていることによるところが大きい。

面から分析すべきと考えられるが、国民負担額はその一つの切り口にすぎないからである。

次の図表 11 は各国一般政府の歳出構造の比較を示す。日本政府の歳出を他国と比較すると、政府消費が小さい一方、公的資本形成（公共投資）の比率が大きい。また先に述べたように、社会保障移転（社会保障給付）は他国に比べて低い値にとどまっていた。

図表 11 歳出構造の国際比較（SNAベース、1992年、対GDP比）

	日本	米国	ドイツ	フランス	イギリス
合計（一般政府支出）	34.2	37.1	47.6	50.0	44.2
一般政府最終消費支出	9.4	17.7	17.9	18.6	22.3
一般政府総固定資本形成	6.0	1.8	2.3	3.5	2.1
社会保障移転	11.6	13.1	14.9	22.4	14.5
その他	7.3	4.6	12.5	5.5	5.3

（出所）財政調査会「予算の話」（日本：経済企画庁「国民経済計算年報」

諸外国：OECD “National Accounts”）

（備考）1. 一般政府は、中央政府＋地方政府＋社会保障基金

2. 一般政府総支出は、経常支出と純資本支出の合計

3. ドイツは西ドイツ 4. 日本は年度

（7）二重計算問題

本章の最後に、国民負担にかかわる二重計算の問題を指摘しておきたい。人口の年齢構成の高齢化と、比較的高額の年金を受給する受給者が増加しつつある現状をふまえると、給付される年金から医療と介護の保険料を徴収する方向を予想しても大きな間違いではあるまい。ただしその場合、技術的には負担率も給付率も二重計算となるため、政策判断や時系列比較の上では注意が欠かせない。

(8) 第2章のむすびにかえて：今後の課題

今後さらに検討を進め、国民負担を計るより有効な指標を考えていくにあたっては、以下の各項の検討が課題になると思われる。

第一に、租税・社会保険料負担額から移転される金額と、移転支出を除いた純負担がどのように配分されているかを把握すべきである。財政改革・歳出抑制とも合わせ、公共工事、防衛、文教、機関費などの歳出項目間の配分や、公共サービス水準、また人件費・物件費等の用途別支出も検討しなくてはならない。

第二に、税収から社会保障給付に回る金額の正確な算出の必要性があげられる。二重計算の調整も不可欠となろう。

第三に、税・社会保障負担以外の財源をどう扱うかを決定しなくてはならない。公債や資金運用部資金に加え、予算編成技術上の不突合、不良債権等の扱いについても一定の方針が求められる。

3. 国民負担率と経済論

本章では、国民負担率に関連して論じられている分配の公平と経済活力にかかわる諸説に対し、それぞれの妥当性を検討していく。

(1) 世代間の公平

世代間の公平については、財政赤字の負担問題と、賦課方式の公的年金をめぐる人口構成比率の変化から発生する問題に分けられる。

このうち財政赤字の負担問題は、将来世代への先送りとする説をはじめ、さまざまな専門家の主張があり、本研究会では独自の見解に到達す

るには至らなかった。

他方、賦課方式による世代間扶助に関しては、世代会計などを用いた問題提起が行われている。たしかに、わが国の厚生年金給付額がこれからも勤労世代の所得と比較して妥当かどうかは再検討せざるをえないだろう。しかし現在の負担世代と受給世代では生活してきた時代の豊かさが異なるため、単に世代ごとの負担額と受給額の比較から「会計上の損得」を算出する手法には疑問が残る。

戦後復興期の貧しい頃の勤労者と豊かな時代の若者とを取り上げ、生涯合計で豊かな生活を享受できるのはどちらかは言うまでもないにもかかわらず、「前者は納めた保険料の少なさに比べ年金を多くもらえて得をした」のに対し、「後者は保険料と予想給付額を比べると損をする」と単純に比較して論じられるのだろうか。

図表12と図表13は、生まれ世代ごとに同一年齢期における実質年間消費額（SNAベース）およびその相対値を表したグラフである。ここでは、1915年生まれのコーホートから1960年生まれのコーホートまで、5年おきに10のコーホート別データを作成した。

まず図表12を見ると、第6コーホートと第1コーホートとの間でおよそ2.5倍程度の格差が見られる。また図表13においては、第10コーホートと第6コーホートとの間では約2倍の格差がある。したがって、第10コーホートと第1コーホートとでは5倍以上消費水準に違いがあると読んでよいだろう。すなわち平均して言えば、1960年生まれの世代は、25歳から34歳の間に、1915年生まれの人に比べて5倍以上豊かな消費生活を享受していると見なせるのである。

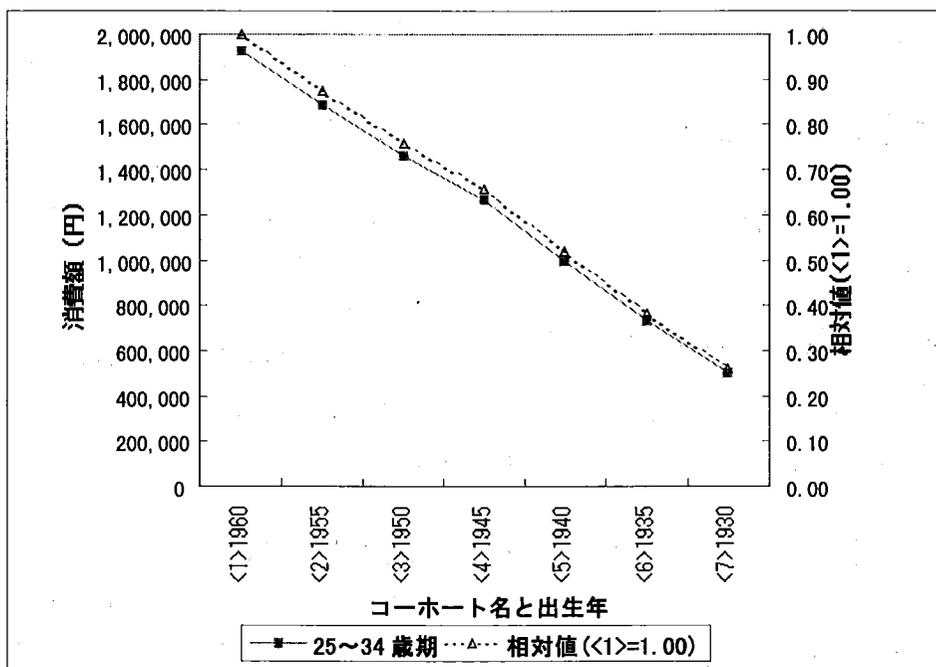
このように現在の若者世代が過去の勤労者世代が築いたストックの恩恵を受けている事実を考慮しなければ、世代間の損得は正しく論じられない。負担と給付の問題を提起した1996年度経済白書においても、「現在の現役世代は経済復興の成果を享受していることなどから、単純に世代間における本人の負担した保険料総額と年金受給総額とを比較するこ

とは適切ではない」との指摘がなされている通りである。

またもし公的年金がない場合、高齢者の財産等からの収入が乏しければ、勤労世代の子や孫が自らの所得で扶養せざるを得ないだろう。公的年金はこうした私的負担を社会化している点を忘れてはならない。

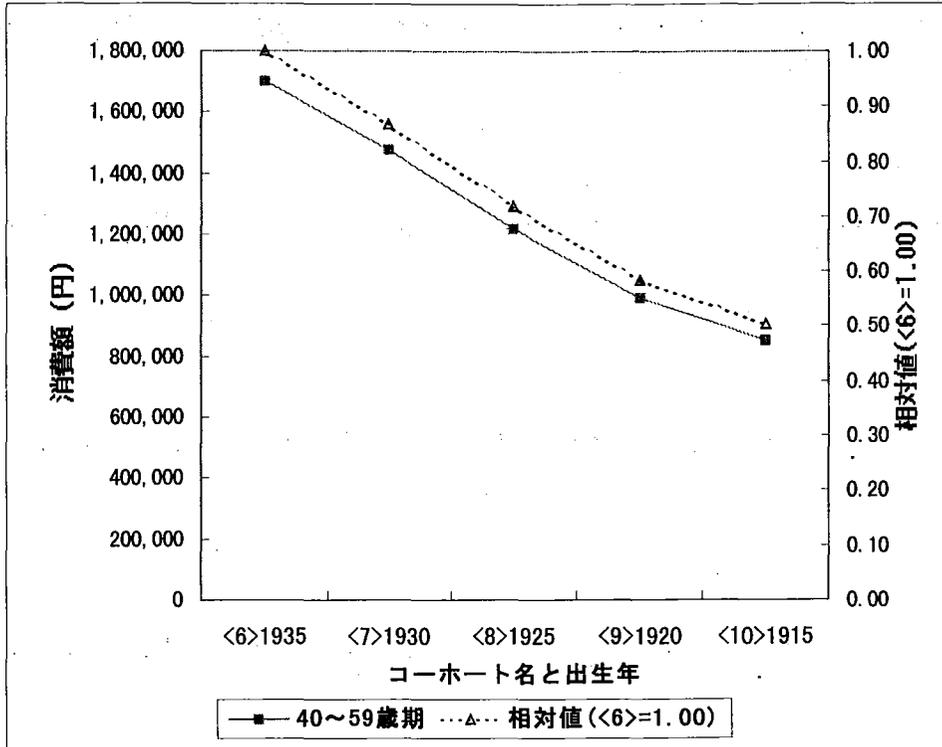
他方、負担の公平の徹底はまさに政府の責務である。将来的には、年金所得に対しても比例的な課税もしくは保険料徴収が実行できるなら、世代間の公平がかなり担保されるであろう。一概に高齢者は貧しいと決め付けず、高齢者の中での富と所得の分布を前提に、経済力に応じた公的負担を課すべきと考える。具体的には年金給付額に比例した医療・介護保険料の徴収と、消費税の活用である。

図表 1 2 コーホート別 25～34 歳期 1 人当たり実質年間消費額と
相対値



(出所) 経済企画庁「国民経済計算年報」

図表13 コーホート別40～59歳期1人当たり実質年間消費額と相対値



(出所) 経済企画庁「国民経済計算年報」

(2) 国際競争力への影響

「わが国においては企業の税・社会保障負担は現状すでに高水準であり、今後高齢化の進展によってさらに負担が高まれば、国際競争力の喪失を恐れて最終的には日本からの企業の逃避が起きかねない」との議論をよく目にする。言い換えれば「国民負担率の上昇が日本の産業空洞化に繋がる」という主張である。以下ではその妥当性について詳しく考えてみよう。

税と社会保険料はそれぞれの性質から企業に与える影響経路が異なっている。

法人税は原則として企業活動の成果としての利益に賦課されるため、同じ税引き前所得をあげても、適用される税率によって最終的に企業の手元に残る金額が左右される。当然、企業にとっては法人税率が低い方が好ましい。事実、世界では税負担の軽い国・場所を求めて企業が本社の場所を移動する現象がみられる。しかし、価格競争力と法人税には直接的な関係はない¹⁹。法人税は価格転嫁されるとは必ずしも言えないからである。

付加価値税(わが国では消費税)は輸出品に課税されないため、国際競争力に対する直接の影響はない。また付加価値税増税に伴う物価上昇が賃金水準に反映しても、インフレーションに応じて為替レートが反応すれば、やはり競争力には直接影響しない。

一方、わが国の法人が課せられている税負担が他国との比較において本当に高いかどうかは必ずしも明白ではない。それは「課税ベースの広さ」の違いをはじめ、法人に対する税制が各国間で異なるからである。税率を欧米諸国と比べると、税法上の日本の実効法人税率²⁰49.98%は相対的に高い値である。とはいえわが国では、対GDP比でみた法人による税の負担割合が1990年以降著しく下がっている。企業が社会資源を利用する量とは比例せず、成功への報酬たる利益のみが対象となる法人税の課税ベースの狭さの問題がこうした事実から読み取れる。

これに対し、社会保険料の雇用主負担分は雇用コストの一部をなして

¹⁹ただし、法人税が設備投資に中立的でなければ長期的には費用、ひいては価格水準への影響も否定できない。

²⁰「実効税率」とは、「実際に企業の稼ぎに対して効果的に徴収される税金」という響きに伴うが、要は「課税所得(として計算された値)に対する課税率」にすぎない。そして課税所得自体は、各種引当金等の計算を考えれば(悪い意味ではないが)「人為的な値」である。

おり、その性格は人件費としてとらえられる。したがって、その他の生産要素の購入費・利用費とともに、コストとして最終価格に転嫁できなくては利益に結びつかない。このため、他の条件を一定とすれば、社会保険料負担の上昇は価格競争力低下の要因になりえると考えられる。

ただし現実には、この問題は労働分配率をどうするかという問題とも関係する。企業が労働分配率の上昇を抑えようとするなら、人件費上昇率を付加価値の伸び率の範囲内に納めようとするだろう。そのため、人件費のうち社会保障負担が上昇すれば、付加価値生産性向上に比べ、保険料上昇分だけ賃金²¹上昇が抑えられる結果となるかもしれない。

この場合、社会保障負担の転嫁の仕方は、価格競争力を通ずる企業経営上の戦略課題より、むしろ勤労者の士気とインセンティブにかかわる判断と言えよう。

とはいえ実際に以前と比較すると、コスト競争力に依存する割合の高い産業は、低賃金を求めて海外に進出している例が多いとみられ、今後の日本にとっては、非価格競争力の向上が一層重要性を増し、特に革新的技術が国際競争における成功要因の中枢を占めていくはずである。したがって、人件費のうち社会保険料の数%上昇が本質的な問題となる可能性は低くなりつつあると考えられる。

これらの高技術・高付加価値分野における生産拠点の選択にとっては、当該企業内外のあらゆる資源の利用コストと、技術水準をふまえた付加価値労働生産性格差の方が、社会保障負担率の数%の変動よりも重要なはずである。単に社会保険料が高いからという理由だけで海外に拠点を移転する企業は少ないのではないだろうか²²。

²¹ 社会保険料の雇用主負担分を含まない、被用者が賃金・給与等の名の下に受け取る金額

²² 「こうした議論は貿易財にかぎって成り立つ説であり、非貿易財に関しては社会保険料上昇の影響がやはり大きいのではないか」との指摘もある。たしかに、サービス産業の一部に見られるような人件費率の高い産業は、製造業と違って物的労働生産性が上昇しにくい性格をもつ。しかし実際にはこれらのサービス産業は、これまで一般に人件費の上昇に対し、（非貿易財とい

(3) 「高負担＝民間経済の資金不足による活力低下」説

次に、「高い国民負担によって民間セクターに回る資金が減ってしまう結果、経済活力が低下する」との説を検討しよう。

政府に集められる資金は消えてなくなるわけではなく、政府消費や政府投資、移転支出を通じてまた経済活動に還流していく。もし政府による資金使用の効率性を論拠とするのであれば、負担率だけではなく財政赤字も考慮しなくてはならない。さらに広く公的金融全体の効率を取り上げる方が重要なら、郵便貯金等を原資とする財投も含めた検討が不可欠であろう。いずれにせよ、先述のように国民負担率は政府セクターをめぐる巨大な資金フローの一部にすぎず、そこだけにかかわる政策目標の設定が全体の効率にとってプラスになるとの保証はない。

また、そもそも効率だけを追求出来ないがゆえに政府に負託された役割も多く、分析はさほど単純ではない。さらに政府活動によって人々が安心して生活でき（例：治山治水・警察・消防など）、企業が公正な競争に臨める（例：公正取引介入・証券取引の監視など）意義は重要である。

ただ少なくともクラウドイングアウトによって経済の私的セクターの投資が阻害されるような事態は避けるべきであるが、当面の日本ではそうした危険は少ないと見て間違いないだろう。

国民負担率に絞って論じると、負担低下が社会保障給付削減…特に「自立支援を制度設計思想の根本にもつ社会保険」からの給付削減…に直結

う性質から輸入競争を気にせずに行える) 値上げによる付加価値そのものの増加で対応してきた。ただし中長期的には、このような非貿易部門の行動が日本国内の高生産コストの一因となってきた事実は、国際競争力との関係から注意する必要がある。

する場合、不足額の大部分は家計が自助努力で対応するとしても、かえって一部の家計では社会福祉制度への依存を強めてしまう恐れがある。

(4) 国民負担率と経済成長率をめぐる計量経済分析について

国民負担率と経済成長率をめぐる計量経済分析を引用し、「両者に負の相関関係がある」、もしくは「負担率が成長率を低める因果関係が見られる」と指摘する論者も存在する。しかし、それらの研究を引用する場合、どの国についていかなる期間で計量分析が行われたかにも注意しなければならない。

アジアの発展途上国であれば、経済成長率は高い一方、社会保障システムは未整備の部分が多く、家族・親族が保障機能を果たしている側面が大きい。こうした国々と西欧のデータをまとめて計量分析を行えば、負担率と経済成長率に負の相関関係が見出されて当然である。しかしこの相関は、どちらか、とりわけ負担率が原因となる一方的因果関係ではなく、経済の発展段階の差を示す姿にすぎないだろう。

日本の時系列で見ても、1960年代までは経済成長率が高く、社会保障にかかわる比率は低かった。反対に現在では成長率が低く、社会保障負担比率が高くなっているが、この逆相関は負担率を原因とする因果関係ではない。

むしろこれらは因果関係が反対方向である可能性も考えられる。社会保障負担の大きい国の経済成長率が低い理由は、経済発展と高齢化の相関をふまえると、ある程度経済的に成熟した国では成長率が自ずと低くなる一方、そうした国では高齢化率が概して高いため、必然的に社会保障給付率が高くなるのはなかろうか。

なお、こうした計量経済分析についてはアトキンソンの論文²³における分析が興味深い。彼は9つの事例を分析したが、福祉予算を増やした場

²³ “The welfare state and economic performance” National Tax Journal, June, 1995.

合に成長率に与える影響はマイナスとした研究が 4 例あった反面、プラスの効果ありとした研究も 3 例あり、有意な影響を与えない 2 例も存在した。このように、計量経済分析の結果はまちまちであり、社会保障への高支出が低い成長率につながるとの決定的な証拠はなかったとまとめている。

(5) 国民負担率と経済成長に関する理論的検討

経済理論的にも、国民負担率の上昇が経済成長率を低下させる根拠は明確ではない。ここでは、一般的にあたかも自明の理のように、国民負担率上昇に伴って発生すると言われている経済的マイナス面を取り上げ、給付面をも考慮しながら検討を行う。

第一に、負担面の問題としては、国民負担率の上昇と可処分所得の減少がしばしば不可分のように論じられる²⁴。しかし、国民負担率が 2025 年に 52%（経済審議会構造改革部会財政・社会保障問題ワーキンググループ試算）に上昇し、平均的勤労者世帯の負担が所得の 30%に達すると仮定しても、現在の 16%に比べ 30 年間で 14%ポイントの増加であるから、毎年の負担率は 0.47%ポイント上昇するにとどまる。また負担率上昇にもかかわらずそれを差し引いた実質可処分所得金額を同水準に保つには、年平均 0.61%の経済成長があればよい。その上、社会資本の蓄積と社会保障制度の成熟による安心感が加わるので、将来世代は現在の世代よりも豊かになるはずである²⁵。

第二に、勤労への影響に関して負担・給付の両面から通説を取り上げてみよう。

²⁴ 2章(2)の図表3と4で示したように、マクロの国民負担率と家計による税社会保障負担率はかなり違う。

²⁵ 丸尾直美「福祉負担増と生活向上は両立」（産経新聞、1994年10月15日朝刊）も参照。

給付面については、「欧州の国々で現実に見られるように、失業給付が充実しすぎると就労インセンティブが減退し、特に若者があまり働かなくなる」との指摘が多い。就労よりも失業給付を選択する生き方に経済合理性を与えるほど後者の金額が高ければ、そのような事態の発生確率が高まるだろう。しかし、わが国の社会保障制度の中で失業補償はわずかな割合でしかなく、欧州の事例をもって日本の社会保障全般を削減すべきと結論するには飛躍がある。つまりこれは社会保障の思想にかかわる問いではなく、制度設計上の問題である。

次にその裏返しとして、負担率が上昇すると労働意欲が失われるとの指摘がある。負担が基本的には支配階級によって使われてしまう社会ではそうした反応が自然だろう。しかしデンマークをはじめとする高負担高生産性国を観察すれば分かるように、「公的負担は自分たちの生活を安定させる原資である」との信頼感が強い場合には、勤労への影響は問題とはならない。もし高負担がすなわち労働意欲低下に結びつくなら、20年以上にわたって世界の所得上位10ヶ国にランクされ続ける北欧諸国の経済パフォーマンスは説明できない。

さらに理論的には、負担が上昇する時、それまでの生活水準を維持したいとの希望が強ければ、追加的に労働供給する選択もありえるだろう。国民負担率を語る際、一般に代替効果が強調されるが、所得効果とのいづれが強く働くかに関する厳密な議論はなされていない²⁶。

第三に、国民負担率の検討にとっては、社会保障制度の経済的な意味も正しく把握する必要がある。

「公的年金は私的貯蓄に代替する」と説く学者もいる²⁷が、実際には過去に「人々が長寿化したものの公的年金が未発達だったため、主に私的自助貯蓄で老後資金を賄っていた時代」は存在していない。社会の高齢化と

²⁶ 宮島洋「高齢化社会の社会経済学」（岩波書店、1992）

²⁷ Martin S. Feldstein が代表である。

年金制度の成熟は同時進行してきたのである。それ以前の(数も率も少なかった)高齢者にとっては、家族内の所得移転が主要な生活の支えであったろう。

つまり、長寿化に伴って受給者と受給金額が増える事態は私的セクターの経済行為に置き換わったわけではなく、われわれがはじめて直面する新しい現象に応じた変化である点を理解しなければならない。年金制度の技術的な側面、そして給付水準の妥当性にかかわる検証は重要な問いと考えられるが、年金給付は長寿社会における高齢者の生活にとっては基本的な所得源なのである。

医療分野では、公的保険が不十分な場合、重篤な傷病に直面した家族は他の財に対する消費を切り詰めなくてはならないだろう。しかも疾病や傷害によるニーズの発生は不確実な事象である。支出額についても個々の患者は一般に予見が難しい。このように、個人では“事故”発生確率や最大損失額が見極めがたいニーズについて、自助努力による貯蓄は過剰になる恐れが強く、社会にとって合理的な方策ではなかろう。さらに、クリームスキミングと逆選択の存在をふまえると、公的保険の必要性は否定できない。

しかも医療支出は、産業連関上もマクロ経済に貢献している。またバイオテクノロジーや遺伝子分野を含む医薬品や医療機器など、技術進歩をめざす新規投資も期待できる。加えて労働需要の比率が高く、その結果誘発される消費支出も大きい。

第四に、公的介護保険の導入に伴う負担増を強調する議論も見られるが、そこには要介護者と介護者双方のQOL、および生産性向上という二つの視点が欠けている。

普遍的な長寿化という、人類史上はじめての現象から急増した介護ニーズの多くは、今のところ配偶者や嫁、娘、息子、孫により、家庭内で提供されている。公的セクターの関与が「ミニマムな保障」に限定された状態では、外部サービスの購入にふみきれないため、家計機能への過度

の依存が生じている。そして住宅をはじめとするハードウェアと介護サービス双方に対する社会的支援の不足ゆえに、要介護者と介護者双方のQOLが著しく低い状態におかれている例が珍しくない。

公的介護保険は、「核家族化の前には一般的であった（と誤解されている）家庭内サービス」にとって代わる施策ではなく、過去への幻想を抱かず、現実的に事態に対応しようとする政策手段である。介護保険によってニーズが需要に転化すれば、医療機関、シルバービジネス業者、社会福祉機関等がもつ規模の経済性と、経験を積んだ専門家・専門組織による生産性の高さが利用できる。また家計内に労働力を閉じ込める可能性を防げる効果も大切である。

このように、国民負担率の上昇が経済の停滞を招くという見解については、理論的にも明確な因果関係は見いだしがたいとの結論が得られた。

(6) 負担率の高低と政府の大小・効率・規制

行財政改革に関連して国民負担率が論じられる際、負担率の高低が政府サービスの効率を表し、また規制の多寡を示すように言われている。しかしこれら3つはすべて別の概念である。

負担の高低と政府が費消する資源の大小は概念が異なる。すでに見たように政府支出には消費、投資、移転の3種類がある。この中で移転支出は政府によって資源が費消されるわけではない。他方、政府の大小と政府の効率も別の概念である。前者は政府の規模を指すが、効率は規模を問わず費用対効果の問題であろう。さらに、政府の大小と規制の多寡も同義ではない。日本は国際的に見れば小さい政府でありながら、規制が強い事実を見落としてはならない。

4. 国民負担率の帰趨に関する検討

本章では国民負担率の上昇・抑制それぞれがもたらす経済的帰結について検討する。

(1) 国民負担率が上がりすぎた（上昇を放置した）場合に起こりうる事態

この点については国民負担率を抑制すべきとの各種の主張の中でたびたび言及されており、本報告では主な可能性を列挙するにとどめる。

(ア) 政府活動の非効率是正への阻害要因につながるのではないか

国民負担率の上昇を容認することは、政府の活動に制約を加えないことにつながりやすく、その活動に含まれる非効率性が温存される可能性がある。

(イ) 限界効果の低い対象への政府支出が温存されるのではないか

予算の制約が厳しくない場合には、既得権に応じた政府支出が温存される結果、限界効果の低い対象への支出が温存される可能性がある。

(ウ) 補助金依存体質・補助金を得るための活動が助長されるのではないか

予算配分に対する行政庁の裁量権が大きい場合には、予算配分をめぐる恣意的な活動を助長させる可能性が高い。

(エ) 勤労意欲低下・労働供給抑制、脱税・節税などにつながらないか

給付水準が高くなりすぎた場合、労働に対する意欲が失われ、公的給付に依存しようというインセンティブが働きやすくなる。また、負担する側は大きな負担を免れようとして節税・脱税行為へのインセンティブが働く。

(オ) 経済の空洞化につながらないか

企業負担が過度に上昇すると、負担を回避しようとする企業の海外移転を誘発する可能性がある。

(カ) 市場セクターに回るべき資源が不足することにならないか

負担は強制的に資源を配分するシステムであり、その多くは公共セクター、および準公共セクターに配分される。したがって、この割合が上昇することは、経済の中で市場セクターに回る資源が少なくなることを意味する。

(2) 国民負担率を抑制した場合に起こりうる事態

長寿化と人口構成の高齢化という二つの大きな変化は、さしあたり変更しようのない前提である。その前提の下での選択肢は、公的セクターの効率化、公共財生産と社会保障給付の抑制、および定義的に国民負担率に含まれない財源へのシフトの3通りであり、実際にはその組み合わせとなろう。

①公共セクター運営の効率化

まず公的セクター運営の効率化がはかられるかもしれない。ただしこれは言うまでもなく、国民負担率問題にかかわらず実行されるべき課題である。

②公共財生産・社会保障給付水準の抑制

a. 公共財生産の水準抑制

政府が担当する空港や情報ネットワークの建設などの公共投資、あるいは初中等教育と基礎研究・廃棄物処理等の環境整備などの公共サービスの水準が抑制される可能性がある。何より、バリアフリー型社会の建設が遅れれば、介護サービスが人的資源に依存する度合いが高くなるばかりか、そもそも高齢者・障害者の自立と尊厳という大切な目的を実現できない。

b. 社会保障給付抑制

社会保障給付水準の低下や給付対象者、対象サービスの縮小を通じ、高齢者・患者・障害者、そして介護者のQOLに直接の影響を及ぼすだ

ろう。

③国民負担率に含まれない財源へのシフト

国民負担率が数値目標化すると、負担率自体にキャップがかけられた状態になる可能性がある。この場合、家計内の無償サービスも含め、国民負担率には現われない財源に負担がシフトされる恐れが強い。

a. 公共サービス・医療・介護・教育などの利用時強制徴収増

一つは、不足額を単純に利用者からの強制負担に置き換える方向が考えられる。国民負担率の分子、即ち税社会保障負担には、サービス利用時の自己負担は入らない。政府を通じた移転支出がサービス利用時の直接支払に置き換えられる結果、所得階層による価格弾力性の違いを通じ、主に経済的弱者の負担感が高まる結果となりうる。

b. 家計・企業が負担する直接費用・機会費用の増大、労働供給抑制

公的給付が削減されれば、家計が類似サービスを直接生産するケースも増大するだろう。この場合、サービス生産に伴う規模の経済性が失われ、資源配分の効率性が低下する可能性が大きい。介護や育児がその典型である。規模の問題のみならず、経験を積んだ専門家による生産性の高さに比べ、家計内生産の効率が低い点も忘れてはならない。もう一つの悪影響として、女性の労働供給抑制につながりかねない点もあげられる。

c. 一般政府債務残高増大による経常収支の赤字化

国民負担率に公債による歳入を含めない場合²⁸、国民負担率が数値目標化する一方、利害関係者への政治的配慮ゆえに不要費目の歳出削減が行えないと、財源確保の手段として公債への依存を高める選択を取らざるをえなくなる。公債への依存は政府債務の増大を意味する。その結果利

²⁸ 注16参照。

払いの増加から財政の硬直化が避けられないばかりか、それに見合う貯蓄率の上昇がなければ、利子率の上昇を通じて民間投資を減少させてしまう。さらにISバランスの変化によって経常収支の悪化を招く恐れもある。

5. まとめ

国民負担率の抑制の結果は以上のように単純ではない。負担と支出のどの部分をいかなる方法でどういう形に変えるかにより、経済全体、人々の生活、政府財政等への影響は異なりうる。国民負担率を論じるためには、経済と社会にとってのメリットとデメリットを正しく把握する必要がある。

われわれは国民負担率の上昇を容認するわけではない。しかし、無理に抑制した場合に生ずる問題点の大きさも指摘しておきたい。上記各項の検討を行わず、国民負担率の高低だけをあたかも目標変数のように論じる風潮には疑問を投げかけるべきと考える。

[安田火災記念財団叢書 No. 51]

国民負担率問題を考える
-国民負担率論議への問題提起-
(国民負担率研究会1996年度研究報告)

監修 慶応義塾大学教授 田中滋
事務局 株式会社 安田総合研究所
発行 財団法人 安田火災記念財団
〒160 東京都新宿区西新宿1-26-1
☎03-3349-3130 FAX03-3349-3133